

行政文書 開示決定 通知書

齋藤 経史 様

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

行政文書の開示請求（2025年10月16日受付第情58号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定により、下記のとおり、開示請求に係る行政文書を開示することに決定しましたので通知します。

記

1 行政文書開示請求書に記載された「請求する行政文書の名称等」

- ・消費者庁の公務員内における業務の目標設定や人事評価に関する評価表テンプレートおよび評価表の記入要領。
- ・目標設定や人事評価に関する評価者と被評価者の体系や評価手順を示した実施要領。

（上司による部下への評価以外に、部下からの上司評価や同僚の評価をする記入欄や体系の有無を把握したい）

2 開示する行政文書の名称等

消費者庁人事評価実施規程（平成21年9月1日消費者庁訓令第28号）

（別表1及び2並びに別紙1から4までを含む。）

3 不開示とした部分とその理由

無し

4 開示の実施

(1) 写し（紙媒体、CD-R又はDVD-R）の郵送による開示の実施について

前記2の行政文書を印刷用紙、CD-R又はDVD-Rに複写したものの郵送により開示することができます。

この場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」（以下「申出書」といいます。）に①必要事項を記入し、後記5記載の手数料に相当する②収入印紙（消印のないもの）を過不足なく添付し、次の（2）記載の郵送料に相当する③郵便切手又はレターパックを同封して、お送りください（上記30日の期間を過ぎると改めて開示請求をする必要があります。）。

(2) 写しの郵送料と所要日数について

郵送料：180円（定形外普通郵便・CD-R又はDVD-R 1枚分の場合）

所要日数：申出書が届いてから数営業日で発送予定

(3) 当庁における閲覧による開示の実施について

用紙に印刷したものを当庁において閲覧することもできます。

この場合にも、前記（1）と同様、申出書等をお送りください。

閲覧の日程については、この決定の日から2か月間（土、日その他の行政機関の休日を除く平日10:00～12:00又は13:00～17:00の時間帯）の中で、開示請求者の希望する日時を踏まえて調整します。

詳しくは、次の（4）記載の【開示の実施に係る問合せ先】にお尋ねください。

(4) 申出書の送付先・問合せ先について

【郵便切手・申出書の送付先】

消費者庁 総務課 情報公開窓口

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL：03-3507-8800（代表）内線2209

【開示の実施に係る問合せ先】

消費者庁 総務課

TEL：03-3507-8800（代表）内線2030

5 開示の実施に係る手数料

種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照)	計算式 (算定基準－開示請求手数料の300円を含む事前納付額900円)	開示実施手数料 (対象文書の全頁を開示する場合)
電磁的記録 7ファイル	DVD-Rに複写したものの郵送	1ファイルごと210円 に次の金額を加える DVD-R 1枚120円	$= 7 \text{ ファイル} \times 210 \text{ 円} + 120 \text{ 円} - 900 \text{ 円}$ or	<u>DVD-R 690円</u>

6 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示

この決定について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができます。行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

訴訟により、この決定の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁判があった場合には、この決定の取消しの訴えは、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

以上